

関係各位

健康関連取引適正事業団
事務局 ㊤省略

過量販売及び、総量規制の規制緩和を試験導入について

- 平成30年5月19日開催された通常総会内の消費者諸問題研究会において、消費者トラブル未然防止及び、コンプライアンスを大前提に、健康食品、化粧品等の消耗品及び、寝装具等の健康関連商品等の耐久商品の規制緩和については、全会一致（欠席者は議長一任）を以て試験導入します。
本件については、1年間実施し問題が無ければ、2019年5月の通常総会（消費者諸問題研究会）で、自主行動基準の規制（内、通達）を見直しします。
また、同件は（公社）日本訪問販売協会の「通常、過量に当てはまらないと考えられる分量の目安」、経済産業省所管のクレジット会社並びに、社会通念上などの基準に準じて試験導入します。

① 健康食品、化粧品等の消耗品の販売（契約）について

- 消費者の要請・要望により、健康食品等の販売（契約）は自己消費に限り、最大10ヶ月以内の販売（契約）を可能とする。
また、通常の消費者については、「健康食品等の販売（契約）は自己消費に限り、最大6ヶ月以内（目安）」に努力目標として頂きたい。
但し、契約者（法定書面である領収証を区分け）を本人と家族の名前にして契約する行為は厳禁とする。
- A 健取団は、「通常、過量に当てはまらないと考えられる分量の目安」としているが、個人差により過量販売としての認識が異なることも、会員各位は常に認識して頂きたい。
- B 健康食品等の販売（契約）の場合、現金一括での販売（契約）は、年収の3分の1以内とし、高齢者の販売（契約）等においては、消費者の財産の状況に照らして不適正と認められる契約を行うことを禁止する。
- C 健康食品等の販売（契約）は、賞味期限に十分配慮した上で販売（契約）し、契約後、未開封の健康食品等の返品希望があった場合は、返品に応じて頂きたい。但し、社員による梱包、包装箱等の開封は厳禁とする。

② 寝装具等の健康関連商品等（耐久商品）の販売（契約）について

- A 寝装具等の健康関連商品等（耐久商品）の販売（契約）の場合、現金一括での販売（契約）は、年収の3分の1以内とし、高齢者の販売（契約）及び、若年成年者等においては、消費者の財産の状況に照らして不適正と認められる契約を行うことを禁止する。
- B 寝装具等の健康関連商品等（耐久商品）の販売（契約）の場合、クレジット契約を行った場合は、毎月の分割支払額を1年に換算し、1年間の分割支払い総額が年収の3分の1以内とする。
尚、クレジット契約の場合は、数年契約という枠組みのため、金銭貸借とは異なると考えられる。

例＝ 年収250万円の場合 3分の1＝83万円以内 毎月69,000円以内（千円未満切捨て）

③ 住宅リフォーム全般の契約（役務）の試験導入について

- ・「築年数又は、リフォーム後、5年以上の住宅1戸につき、同箇所は1工事を原則とし、築年数5年未満としても、消費者からの要請があれば問題は無しとする。」となっているが、何れにしても消費者からの住宅リフォーム等の要請・要望については、特定商取引法等の関係法令に抵触しなければ問題は無いと解釈する。但し、契約時においては、契約者以外の家族又は、親族1人以上の立ち合いを心掛けること。

過量販売及び、総量規制の規制緩和を試験導入

・・・2018年5月20日～2019年5月末日

| 商品区分 | 取扱ガイドライン（指針） |
|-------------|---|
| 健康食品、化粧品、他 | ・消費者の要請・要望により、健康食品等の消耗品の販売（契約）は「自己消費に限り、1商品について最大10ヶ月以内（目安）の販売（契約）」とする。 但し、通常の消費者については、「健康食品等の販売（契約）は自己消費に限り、最大6ヶ月以内（目安）」に努力目標として頂きたい。 |
| 寝具、機能性寝具 | ・同居家族人数を限度とする。 但し、同居家族人数を前提とした契約の場合は、同居家族の同意書が必要である。 |
| 医療機器、健康器具関係 | ・1世帯に1台を限度とする。 但し、身に付ける健康器具の場合は、自己使用に付き、個々の契約が必要である。 |
| 浄水器、活水器、他 | ・1世帯に1台を限度とする。 但し、用途が台所用、浴槽用など別であれば、1台を限度としない。 |
| その他の商品 | ・今後、過量販売、多重販売（契約）となる恐れがある商品については随時検討した後、ガイドラインを設定する。 |
| 住宅リフォーム全般 | ・築年数又は、リフォーム後、5年以上の住宅1戸につき、同箇所は1工事を原則とし、築年数5年未満としても、消費者からの要請があれば問題は無しとする。 |

- ① 健康食品等の消耗品及び、寝装具等の健康関連商品等（耐久商品）の販売（契約）の場合、現金一括での販売（契約）は、年収の3分の1以内とし、高齢者の販売（契約）及び、若年成年者等においては、消費者の財産の状況に照らして不適正と認められる契約を行うことを禁止する。
- ② 健康食品等の消耗品については、「通常、過量に当てはまらないと考えられる分量の目安」としているが、個人差により過量販売としての認識が異なることも、常に認識して頂きたい。
- ③ 健康食品等の消耗品及び、寝装具等の健康関連商品等（耐久商品）の販売（契約）の場合、現金一括での販売（契約）は、年収の3分の1以内とし、高齢者の販売（契約）等においては、消費者の財産の状況に照らして不適正と認められる契約を行うことを禁止する。
- ④ 健康食品等の消耗品の販売（契約）は、健取団指定の法定書面である領収証及び、お申込売買契約書に健康食品販売分の目安量を必ず記載する。
- ⑤ 健康食品等の販売（契約）は、賞味期限に十分配慮した上で販売（契約）し、契約後、未開封の健康食品等の返品希望があった場合は、返品に応じて頂きたい。但し、社員による梱包、包装箱等の開封は厳禁とする。